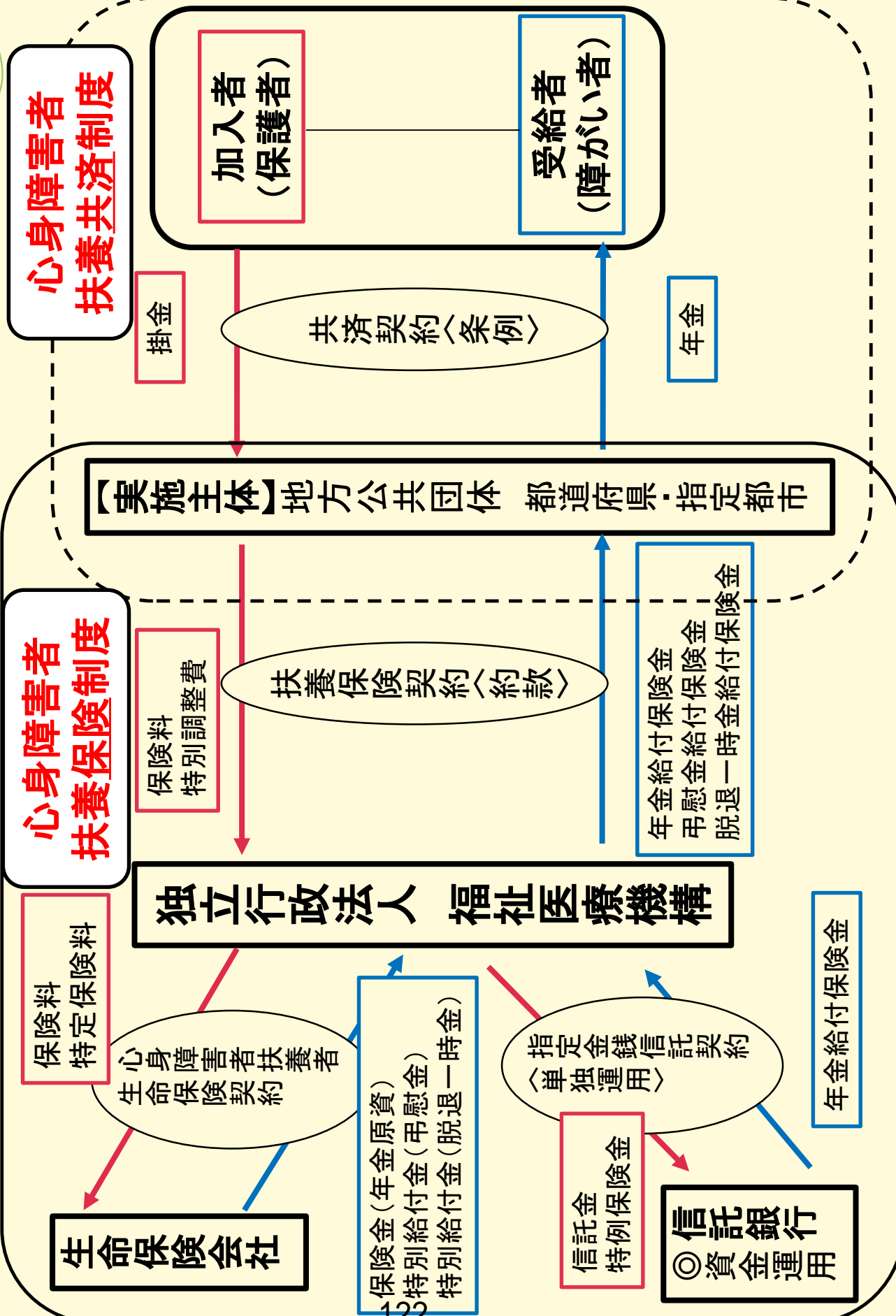


障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があつたとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度。（毎月2万円、2口加入の場合は4万円）
親亡き後の障害のある方の将来に対し、保護者の方が抱く不安の軽減を図る目的で生まれたもの。

▶ 制度の仕組み

この制度は、一部の地方公共団体において障害者を持つ親の私的保障を援助促進するため地域住民のニーズに応じて先行実施されていた心身障害者に対する扶養共済制度を、全国的に普及させ、併せて安定的、効率的に実施するために創設されたもので、地方公共団体が条例に基づき実施する。この心身障害者扶養共済制度を、機構が保険するものが心身障害者扶養保険制度である。



【現況届に関する事務】

心身障害者扶養保険約款第23条の規定により、毎年6月末までに、当該年度の初日における受給者に係る現況届に住民票の写しを添えて、機構まで提出することになっている。**県内在住の受給者は住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」）での確認により住民票の写しの添付省略が認められている。**

【愛媛県の対応】

受給者	提出を求めめる書類	
県内在住 (令和元年度1,537人)	現況届	— 住基ネットで確認した旨記入
県外在住 (令和元年度114人)	現況届	住民票の写し

（参考）本人確認情報の利用等について

住基ネットの本人確認情報の利用は、法律や条例に規定された事務にのみ、その利用が限定的に認められ、住基法上、自都道府県の住民の情報を検索する場合は、自都道府県知事が保存する本人確認情報の「利用」であると定義され、他都道府県の住民の情報を検索する場合には、他都道府県知事が保存する本人確認情報の「提供」を受けると定義される。

条例による検索を行う場合には、本人確認情報の「利用」となるため、他都道府県の住民の情報は検索を行うことができない。愛媛県では加入申請、現況届、死亡届に関する事務で利用。令和2年4月より「年金の支給に関する事務（支給の都度、受給者の生存状況を確認）」を追加。

【市町（市町が一部事務を行っている。）】

・照会期間が短い中、市町は受給者に現況届の記入依頼の文書発送、提出の催促（文書、電話等）をしなければならず、受給者の多い市町にとっては大きな事務負担。

【受給者】

・県外在住の受給者は現況届だけでなく、毎年住民票の写しの取得も求められる。

【県】

・市町から提出のあった現況届及び住民票の写しに漏れがないか確認し、機構から送付される入力様式に入力する作業も大きな事務負担。
（入力内容：確認方法（住基ネットor住民票）、年金管理者の有無及び続柄等）

（参考）令和2年度における作業スケジュール

- ・令和2年5月15日「年金給付保険金支払対象障害者現況届書」の提出依頼
- ・令和2年6月末〆切

【死亡届に関する事務】

心身障害者扶養保険約款第24条の規定により、保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者（受給者）が死亡した場合、速やかに機構に死亡届を提出することになっている。**県内在住の受給者は住基ネットにより、住民票の写しの添付省略が認められている。**

【愛媛県の対応】

市町を通じて受給者遺族から提出される死亡届をもって、住基ネットを確認し、年金支給の停止処理を行う。

受給者	提出を求めめる書類	
県内在住（令和元年度41人）	死亡届	住基ネットで確認した旨記入
県外在住（令和元年度3人）	死亡届	住民票の写し

P5記載のとおり、令和2年4月より県内在住の受給者の生存状況を毎月確認できる体制を整え、死亡を把握次第、年金支給停止を行う等、県として事務改善も行っている。